

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価及び
設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）について、令和3年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び令和3年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）からの上昇を受け、国及び栃木県においては、指定日以降に旧労務単価及び旧技術者単価で契約した工事及び工事関連業務委託について新労務単価及び新技術者単価に変更契約できる特例措置を設けたところです。

また、一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項を運用することとしております。

宇都宮市上下水道局におきましても、技能労働者の適切な賃金水準の確保の観点から、国及び県に準じ、下記のとおり特例措置等を実施することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 特例措置について

(1) 措置の内容

(2)に定める対象案件の受注者は、契約書約款に基づき、旧労務単価及び旧技術者単価に基づく契約を新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができるものとします。

(2) 対象案件

令和4年3月8日以降に契約を行う工事及び工事関連業務委託のうち、旧労務単価及び旧技術者単価を適用して予定価格を積算したものとします。

(3) 受注者からの請求

協議の請求の意向がある場合は、発注課に連絡し、工事に係る打合せ簿等により、監督職員と協議を行ってください。

なお、協議の請求期限は、発注課と調整のうえ決定してください。

(4) その他

(2)に定める案件の受注者に対しては、発注課より本特例措置に基づく対応が可能である旨、説明いたします。

2 インフレスライド条項の運用について

(1) 概要

賃金等の急激な変動に対処するため、宇都宮市上下水道局建設工事請負契約約款 第 27 条第 6 項を運用します。これは、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」に、契約金額の変更を請求できる措置となります。

(2) 対象工事及び運用方法

本局のホームページに掲載の令和 4 年 3 月「賃金等の変動に対する工事請負契約書 第 27 条第 6 項 (インフレスライド条項) 運用マニュアル (暫定版)」を参照してください。

※ 宇都宮市上下水道局のホームページにアクセス後、「事業者の方へ」>「事業者様へのお知らせ・お願い」>「インフレスライド条項の運用」をご覧ください。

(<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/josuido/jigyosha/oshirase/1002569.html>)

3 技能労働者の賃金水準の引き上げについて

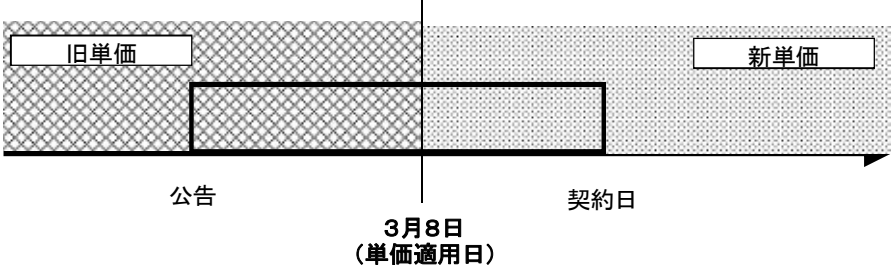
今回の引き上げに伴う特例措置等の趣旨をご理解いただき、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切な対応をお願いします。

4 問い合わせ

上下水道局企業総務課	TEL	028-633-3244
技術監理室	TEL	028-633-3248

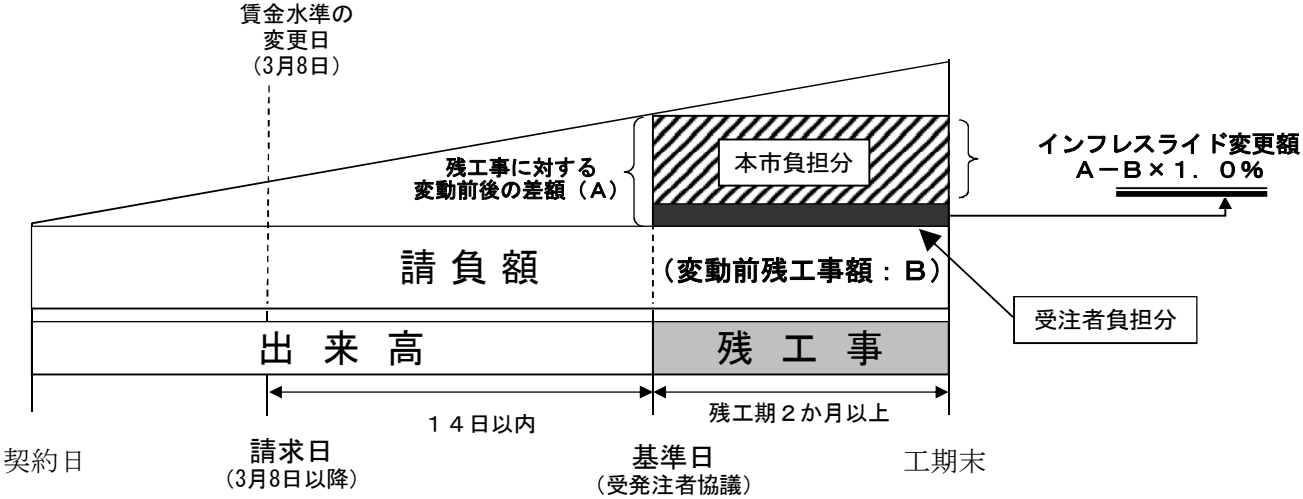
労務単価の特例措置



旧単価で積算を行い、令和4年3月8日以降に契約する工事及び工事関連業務委託については、新単価に基づく変更が行えるものとする。



インフレスライド条項

既契約工事において、基準日（請求があった日から起算して、14日以内で協議して定める日）から残工期が2か月以上であり、かつ、残工事費が1%を超えて変動している場合に変更が行えるものとする。



 ... 本市負担分
 ... 受注者負担分 (変動前残工事額の1%)